

災害に遭ったときの税務上の措置

近年、地震、台風や集中豪雨(ゲリラ雨)などの突発的な自然災害が、大きな被害をもたらしています。そのような災害によって、会社や個人が物的な被害を受けたときには、税額の軽減、申告・納付期限の延長、納税猶予など税金面での配慮がなされます。

地震や土砂崩れ、洪水などの自然災害で、会社の社屋や工場が倒壊したり、機械や商品が浸水したり、あるいは社長や社員個人の家屋、家財が損壊するといった被害を被ることがあります。

そのような場合、通常の仕事業務や個人の生活に支障をきたすことから、税務では、様々な救済措置を設けています。

会社が被災し、工場や商品が被害を受けたとき

Q1 当社は機械部品製造業です。このたび台風に伴う集中豪雨によって、近くの河川が氾濫し、工場や工作機械、さらに材料、製品まで浸水する大きな被害を被りました。工場や機械は、修理で復旧できそうですが、製品は水をかぶったことで、品質が落ちてしまいました。

A1 会社の建物、機械、商品・製品などの資産が災害によって被害を受け、その価値が下がったり、修理が必要などときには、法人税法では次のような措置があります。

(1) 災害を受けた建物、機械、商品などの評価損を損金にできる

税法では、自社の所有資産の評価を減額しても、原則としてその減額分は損金として認められませんが、災害などによって評価を減額するときについては、減額分を損金にすることが認められます。

(2) 災害を受けた固定資産の修理費用で経費にできるものがある

災害を受けた建物や機械などの固定資産の

修理費は、次のような場合であれば、当期の費用として認められます(前述(1)によって評価損を計上したものを除く)。

- ① 屋根や壁に開いた穴をふさぐなど、被災した固定資産の原状を回復するための費用
- ② 建物の基礎の土盛りが崩れたため補強するなど、被災した資産の被災前の効用を維持するために行った補強工事
- ③ 排水、土砂崩れを防止するための費用
- ④ 被災した資産の修理費用が、費用か固定資産になるかどうか明らかでないときは、金額の30%を費用にすることが認められる(残りは固定資産になります)。



※例えば、被災した資産を復旧せずに、新しい資産に代えたりする場合などは、その取得費用を固定資産とします。

個人が被災し、家屋や家財に被害を受けたとき

Q2 集中豪雨による水害で、自宅や家財が浸水してしまっただ社員も大勢います。社員には税務上の救済はないのでしょうか。

A2 災害によって、住宅や家財に被害を被ったときには、確定申告を行うことによって、所得税を軽減することができます。この場合、①所得税の雑損控除、または②災害減免法による税金の軽減免除、のどちらか有利な方を選択することができますが、それぞれ表1のような違いがあります。

※有利不利の判定については、会計事務所等に相談しましょう。



	所得税法の雑損控除	災害減免法								
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害に限る								
対象資産	生活に通常必要な資産 ※たな卸資産や事業用の固定資産などは除く	住宅や家財 ※ただし、損害額が住宅・家財の価額の2分の1以上								
控除額の計算または所得税の軽減額	控除額は次の①、②のうちいずれが多いほうの金額です。 ①差引損失額(注1) - 所得金額の10分の1 ②差引損失額のうち災害関連支出(注2)の金額 - 5万円 (注1) 差引損失額 = 損害金額 - 保険金等で補填される金額 (注2) 災害により滅失した住宅、家財などを取り壊しまたは除去するために支出した金額など	<table border="1"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1軽減</td> </tr> </tbody> </table> ※所得金額が1,000万円以下の人に限ります。	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等に関連して支出した金額の領収書を確定申告書に添付するか、申告書提出の際に提示します。 ●損失額が大きく、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後、3年間に繰越して控除できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「損失額の証明書」を確定申告書に添付します。 								

Q3 被災によって、会社の事務作業に支障をきたしており、申告や納税が期限までにできそうにありません。どうすればよいでしょうか。

A3 災害によって、申告や納税が期限までにできないときは、期限の延長や納税の猶予が認められます。

期限の延長

災害によって、申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付などが期限までにできないときは、2か月以内の範囲で期限が延長されます。

※国税庁長官が延長する地域と期日を告示した場合は、その期日までに申告・納付します。指定地域外の場合は申請が必要です。

納税の猶予

損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内に納税
所得税の予定納税や法人税・消費税の中間申告分	確定申告書の提出期限までに納税

※いずれも災害のやんだ日から2か月以内に所轄税務署長へ申請します。

被災により消費税の簡易課税の適用・不適用を選択したいとき

Q4 当社は消費税について簡易課税を選択しています。しかし、被災によって、緊急の設備投資が必要になったことから、簡易課税から本則課税に変更して、消費税の還付を受けたいのですが。

A4 災害で、たな卸資産や業務用資産が大

きな被害を受けたために、緊急に設備投資が必要になることがあります。設備投資の金額が多ければ、それだけ課税仕入額が増えるので、消費税の還付を受けられる可能性があります。しかし、簡易課税制度を選択している場合は還付が受けられません。

そのため、特例として、所轄税務署長への申請によって、災害に遭った課税期間から簡易課税制度の選択を取り止めることが認められますので、本則課税に変更することで、還付を受けることが可能になります。

同様に、災害によって事務処理能力が低下してしまったなどの理由で、本則課税から簡易課税制度に変更したいときは、所轄税務署長への申請によって、災害のあった課税期間から簡易課税制度の適用を取り止めることが認められています。

※いずれも災害のやんだ日から2か月以内に申請します。

固定資産税の減免制度

自然災害によって、例えば、建物の壁や屋根根が広い範囲で損壊した、機械が使用不能になった、水没、埋没、崩壊によって土地の使用が困難になったなど、固定資産が大きく被災したときには、その被災の程度に応じて固定資産税が減免される場合があります（細部は、各市町村によって異なります）。

※申請には、減免申請書に罹災証明書等の添付が必要です。